

令和2年12月3日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンク登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データバンクに登録することとしたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年8月25日	医療サービス(美容)	皮膚科において、髭のレーザー脱毛の施術を受けたところ、頬に熱傷。	神奈川県
2	令和2年11月3日	生菓子	乳アレルギーの幼児が、アレルギー(乳)表示の欠落した生菓子を喫食し、アナフィラキシーを発症。当該生菓子について、自治体より回収等の命令。	千葉県
3	令和2年11月22日	照明器具	照明器具の安定器から液漏れし、発煙。	愛媛県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	缶詰	アレルギー(さけ)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和2年11月21日)
2	普通乗用自動車(BMW BMW X3 xDrive30e 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3133) 高電圧バッテリーにおいて、製造時の工程が不適切なため、セルモジュール内に異物が混入しているものがある。そのため、バッテリー回路が短絡し、異常な電流が流れ放電して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
3	普通乗用自動車(ルノー カングー1.2L EDC)	普通乗用自動車(エンジン)のリコール。(外-3125) エンジンのブローバイ・ガス還元装置において、インタークマニホールド製造機器の管理が不適切なため、ブローバイガス吸気口が閉塞しているものがある。そのため、未燃焼ガスがインタークマニホールドに流入せず、クランクケース内圧が上昇し、エンジン不調やオイルレベル警告灯が点灯して、最悪の場合、エンジンが損傷するおそれがある。
4	普通乗用自動車(ルノー ルーテシア 他)	普通乗用自動車(エンジン)のリコール。(外-3126) エンジンにおいて、減速時のクランクケース内の内圧設計が不適切なため、減速時のシリンダー内圧がクランクケース内圧よりも低くなり、エンジンオイルを含んだブローバイガスが燃焼室に逆流することがある。そのため、ピストンに多量のカーボンが堆積して剥離すると、排気バルブとバルブシート間に挟まり、高温の燃焼ガスが漏れ、排気バルブが溶損して、最悪の場合、走行中に警告灯が点灯し、エンジンの出力が低下するおそれがある。
5	普通乗用自動車(アウディ アウディ Q8 55Tq エアサス 他)	普通乗用自動車(原動機)の改善対策。(604) エンジンコントロールユニットにおいて、プログラムが不適切なため、特定の条件下で窒素酸化物(NOx)の排出量が増加するおそれがある。
6	軽自動車(ホンダ N-WGN 他)	軽自動車(かじ取り装置)のリコール。(4853) かじ取り装置において、インタミディエイトシャフトとステアリングギヤボックスを連結しているステアリングジョイントの組付作業指示が不適切なため、正規の位置に取付けられていないものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けるとステアリングギヤボックスからステアリングジョイントが抜けて、かじ取り操作ができなくなるおそれがある。
7	普通乗用自動車(三菱 デリカ 他)	普通乗用自動車(制動装置)のリコール。(4868) 後輪のブレーキキャリパーにおいて、駐車ブレーキ駆動用シャフトの組付けばらつきにより錆防止用の塗装が剥がれことがある。そのため、シール部からシャフト部に水が浸入すると、シャフトに錆が発生し、そのままの状態で使用を続けると、シャフトの錆がキャリパー内部まで進行しシャフトの回転が阻害され、駐車ブレーキの制動力が低下し、最悪の場合、駐車中の車両が動き出すおそれがある。
8	軽自動車(ニッサン ROOX)	軽自動車(その他)の改善対策。(603) 助手席アシストグリップにおいて、作業指示が不適切なため、組付け時に固定用のワッシャが組み付けられていないものがある。そのため、乗降時に繰り返し使用すると、当該アシストグリップが破損し、最悪の場合、アシストグリップが外れ、転倒するおそれがある。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病原物質	発生都道府県
1	令和2年11月7日	飲食店(11月5日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
2	令和2年11月21日(初発)	飲食店(11月21日及び23日の食事)	動物性自然毒(パリトキシン)	兵庫県
3	令和2年11月13日	販売店(11月9日に販売された食品)	アニサキス	東京都
4	令和2年11月7日	飲食店(11月5日の食事)	カンピロバクター	東京都
5	令和2年11月22日	飲食店(11月21日の食事)	アニサキス	石川県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年12月3日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290